

特別高度救助隊について

1 創設の目的

大規模地震や豪雨などの自然災害、尼崎市列車事故などのインフラ施設での事故、世界的に高まっているテロへの脅威などに対応するため、平成18年3月に「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)」が改正され、政令指定都市には、特別高度救助隊の配置が義務付けられたことを受け、本市においても、特別高度救助隊を創設するものです。

なお、特別高度救助隊とは、人命救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員5人以上で編成し、高度探査装置及び特殊災害対応自動車を備え、市内の災害はもとより、他都市で発生した大規模・特殊災害に対しても、援助要請に基づき迅速かつ的確な救助活動を実施する救助隊をいいます。

2 配置先

相模原消防署本署

3 創設時期

平成23年3月下旬(発隊式を平成23年4月中旬に開催予定)

4 運用

資機材及び車両の整備が整い次第運用を開始します。

5 特別高度救助隊が装備する主な資機材及び車両

現在の高度救助隊が保有する資機材に加え、次の資機材及び車両を装備します。

(1)電磁波探査装置

倒壊建物、土砂崩れなど災害現場において、電磁波を用いて生存者の心肺活動を検知して、要救助者の場所を特定する装置。

(2)二酸化炭素探査装置

倒壊建物、土砂崩れなど災害現場において、生存者の発する二酸化炭素を検知して、要救助者の場所を特定する装置。

(3)水中探査装置

水没した行方不明者を捜索するためのCCDカメラやソナー、自動潜降機能等を持ち、隊員による捜索活動が不可能な深度における捜索も可能な装置。

(4)赤外線分光分析装置

生物剤、化学剤等のサンプルを約1万種類搭載し、現場で物質の特定を行う分析装置。

(5)特殊災害対応自動車

核物質、生物剤、化学剤に起因する災害対応器具(生物剤検知器、有毒ガス測定器、放射線測定器、空気呼吸器、化学防護服、陽圧式化学防護服、放射線防護服、除染シャワー、除染剤散布器その他の救助器具)を常時積載することができる構造、設備及び外気の進入を防止する陽圧構造を有する車両。

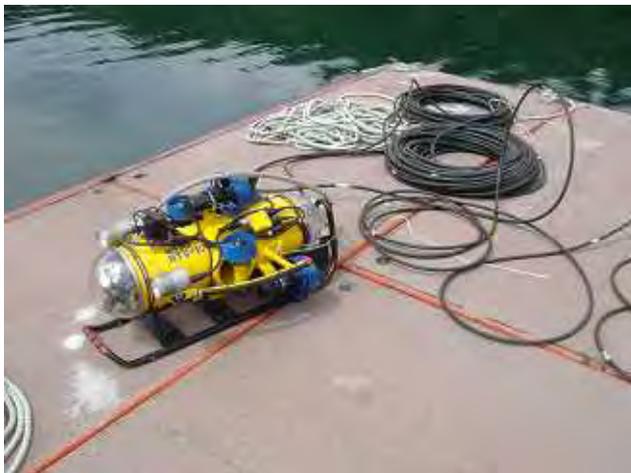
6 特別高度救助隊の愛称について

平成22年11月1日から同年12月28日までの間、広報紙、ホームページ、エフエムさがみ等の媒体を活用し、多くの皆様から愛称を募集します。

特殊災害対応自動車及び主な装備



災害対応特殊自動車



水中探査装置



二酸化炭素探査装置



電磁波探査装置



赤外線分光分析装置